

全建労発第 17 号  
令和 5 年 4 月 26 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥村 太加典  
〔 公 印 省 略 〕

「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策  
のためのガイドライン」の改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた安全衛生対策について「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」を定め、廃炉作業に従事する労働者の安全衛生管理の徹底を図って来たところですが、今般、放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則が令和 5 年 10 月 1 日から施行されることに伴いガイドラインを改正した旨、本会に対し周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 又木)